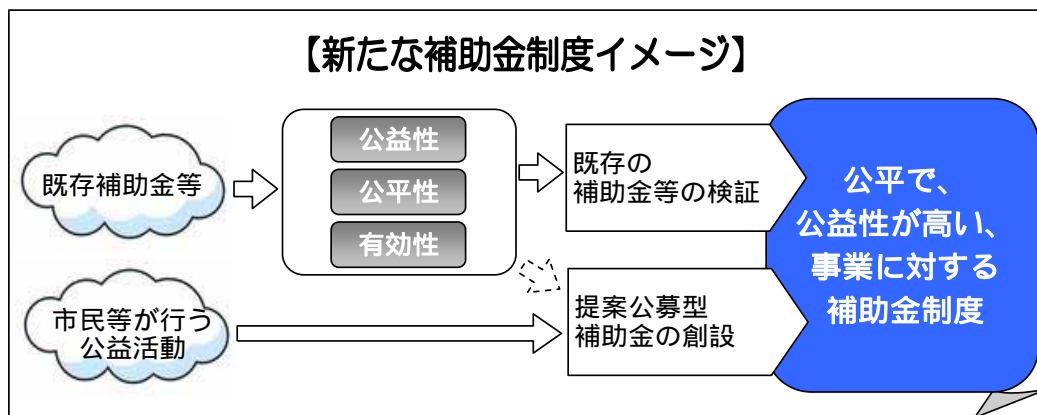


補助金等のあり方に関するガイドラインの概要

1 補助金等とは

補助金等とは、市民や民間の団体等が行う公益性が高い事業や活動を奨励又は育成するために、市から金銭的支援として交付する経費をいいます。補助金等の原資は、市民等からの貴重な税金であることから、補助金制度のあるべき姿としては、「公平で、公益性が高い、事業に対する補助金制度」であることが求められます。

これからの時代にふさわしい新たな補助金制度の構築を目指し、既存の補助金等を「公益性」「公平性」「有効性」の視点から検証を行うとともに、市民と行政との協働体制の構築に向けた「提案公募型補助金制度」を創設します。



2 現状と課題

補助金等は、その時々々の社会経済情勢に応じて、「公益上の必要性」から制度を創設し交付しており、その後は毎年度の予算査定等において、補助目的の達成度、費用対効果などの検証を個別の補助金等ごとに行い、適正化に努めています。

しかし、継続的に特定の団体に交付している補助金等においては、交付先である団体とのこれまでの経緯や、団体の事業活動に大きな影響を及ぼすことなどから、個別の対応では公益性等の検証が不十分となっている場合があります。

3 適正化の基本的視点

補助金等の適正化にあたっては、先述の現状と課題を踏まえ、次のような基本的視点に立ち、今後の補助金等のあり方について検討します。

公益性

- ・ 不特定多数の利益の実現を図るものか。
- ・ 採算性等により民間では実施されない事業か。

公平性

- ・ 同様の活動を行っている団体等であれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか。
- ・ 同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。

有効性

- ・ 補助金額に見合う効果があるか。
- ・ 委託や直接執行よりも補助金等執行が適切であるか。

4 補助金等交付基準

1 補助額(率)

- ・ 補助額の算定基準を明確にします。
- ・ 補助率は、原則として、補助対象経費の2分の1以内とします。
- ・ 国や大阪府の間接補助事業は、国や大阪府の基準を超えて、市単独で上乗せ補助は、原則として行いません。

2 補助対象(交付先)

- ・ 補助対象(交付先)の要件を明確にします。
- ・ 特定の補助対象(交付先)に偏らないようにします。
- ・ 公募制を導入できるかどうか検証します。

3 補助対象経費等

- ・ 補助対象経費は、原則として「事業の実施」に必要な経費のみとします。
- ・ 補助事業に直接関係しない視察・研修旅費や交際費等は対象としません。
- ・ 団体の運営費への補助は以下の場合に限ります。
 - <条件1> 設立当初で財政基盤が弱いため、一定期間だけ支援する補助金等
 - <条件2> 次の全てに該当する事業を行う団体への補助金等
 - 市の事務の代替的な事業
 - 他にその活動を担う団体が存在しない事業
 - 自主財源により自立することが困難な事業

4 業務委託による執行

- ・ 市の本来の事業と認められる場合、業務委託への転換を検討します。

5 見直し時期

- ・ 3年ごとに、全ての補助金等について、廃止も視野に入れた見直しを行います。

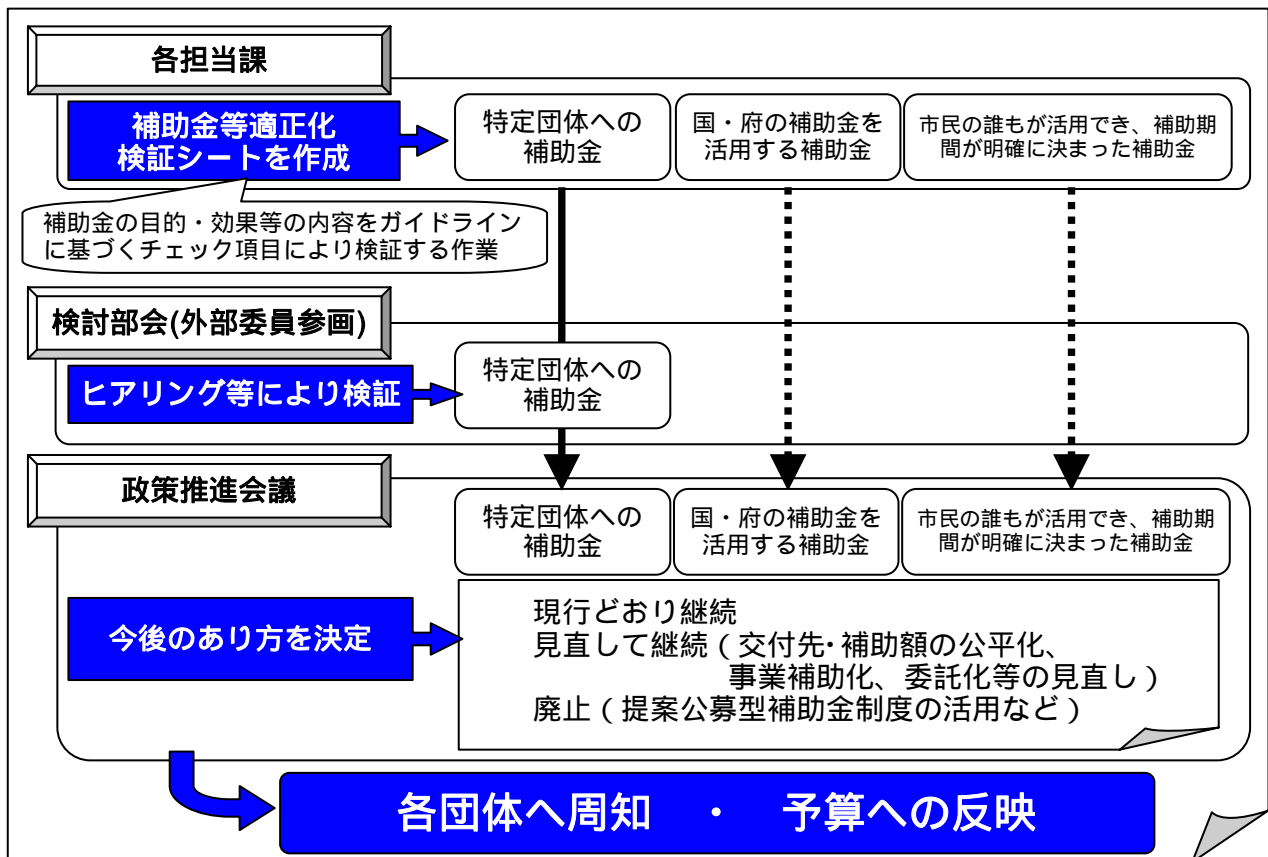
6 別の団体への再補助

- ・ 市からの補助金等を別の団体等に再交付している補助金等は、直接補助が可能かどうか検証します。

7 市が事務局的功能を担っている団体

- ・ 市が事務局的功能を担っている団体は、団体自らが事務局を担うことができるよう、指導・育成に努めます。

5 既存補助金等の検証手順



6 提案公募型補助金制度の創設

目的

市民等により構成された団体が自主的、自発的に行う公益的な事業に対して市が補助金を交付することにより、様々な地域課題の解決を図る公益活動を促進し、市民等と行政との協働体制の構築を図ることを目的とします。

制度の種類(2コース)

【テーマ設定型】

市の各担当課が自らの政策実現にかかわるテーマを提示し、市民等から具体的な企画案を募集し、その内容の評価・審査を行い、実施することが適当と認める事業について、市民等に補助金を交付します。

<テーマの例>

福祉・子育て支援・環境・産業振興・文化・スポーツ・教育 等

既存補助金 地域魅力アップイベント創出、にぎわい創出活動補助金等

【自由テーマ型】

具体的なテーマは提示せず、市の総合計画等の推進に寄与するもので、市民等の自由な発想による企画案を募集し、その内容の評価・審査を行い、実施することが適当と認める事業について、市民等に補助金を交付します。

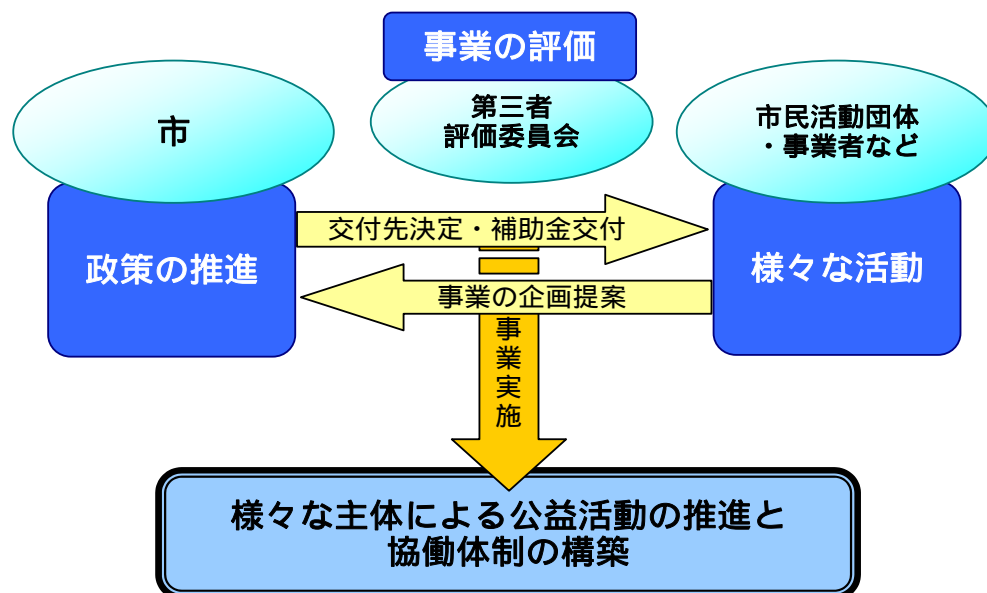
<他市の事例>

・七夕かざりコンクール（青少年の健全育成に関する事業）

・特産米産地交流事業（農業振興に関する事業）

事業の選考方法

(仮称)茨木市提案公募型補助金評価委員会に、提案事業の「公益性」「公平性」「有効性」、市民ニーズ、市の考えとの一致、協働性等について意見を求め、その意見を基に市長が決定することとします。



7 市民等への説明責任等

1 市民等への説明責任

毎年度終了後、全ての補助金等について、補助金額・補助内容・補助団体名等を取りまとめ、ホームページ等を活用して市民等へ公表します。

2 新たな補助金制度の周知

市民等が、広く補助金等を活用できるよう、広報誌やホームページ等により十分な周知を行うよう努めます。

また、補助金等の見直しを行うときは一定の周知期間を設けることとし、団体等への周知・説明を十分に行い、混乱が生じないように配慮します。

8 事務手続きの整理

「補助申請」「交付決定」「事業実施」「実績報告」「補助金等の支出」等の一連の事務手続きについて、全庁的に整理します。

また、申請者の負担を軽減するため、公金支出の適正管理について考慮しながら、申請事務等の簡素化についても配慮します。